

2015年度政府予算に関する「要求と提言」原案

I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保

1. 雇用の創出・安定と求職者支援の充実

(1) 北海道雇用対策協定に基づく雇用対策の推進

- ① 北海道雇用対策協定に基づき、失業率が相対的に高い若年層に向けて、国と道、各市町村が連携し、ジョブカフェやヤングハローワークといった就職支援施設や職業訓練メニューの充実・強化と周知をはかる。
- ② 「地域雇用に関する地域人づくり事業」等各種基金事業は、地場産業の振興と人材育成に向けたインセンティブが働くものとし、事業の継続・拡充をはかる。

(2) 若者・高齢者・女性などの就労支援

- ① 新卒者の就職支援機能を強化するとともに、賃金や労務管理、職場環境の改善など、職場定着に向けた一層の支援策を講ずる。
- ② 地元企業と学校の連携、教育の場から労働の場への円滑な接続をはかるとともに、労働者教育を充実する。
- ③ 女性の就業を促進するため、事業場における均衡・均等処遇を進めるとともに、家庭と仕事の両立支援策を拡充するなど就業環境の整備をはかる。
- ④ 高年齢者雇用安定法の趣旨に則り、65歳までの安定した雇用の確保をはかる。

(3) 職業訓練、能力開発、雇用保険制度の充実

- ① 改正雇用保険法により給付内容が引き上げられる専門的・実践的教育訓練については、特に非正規労働者の失業予防・早期再就職につながる教育訓練を指定する。
- ② 厚労省が2014年2月に公表した「ポリテクセンター・ポリテクカレッジの今後の在り方」について、訓練内容や訓練生の募集、就職対策など道と国との連携をはかり、地域産業のニーズに沿った人材育成に取り組む。
- ③ 次期「職業能力開発計画」については人口減少社会を見据え、生産年齢人口の減少など社会構造の変化に耐えうる内容とする。

(4) 季節労働者の雇用と生活支援

- ① これまでの冬期増嵩経費措置事業の検証、安定的な通年雇用への移行を進めるとともに、短期的な就労支援など、地域協議会の機能と役割強化に向けた制度改善をおこなう。
- ② 寒冷地において冬期の失業を余儀なくされる季節労働者の特例一時金を50日分に戻す。

2. 公正・公平な労働条件の確保と処遇改善

(1) 労働者の健康、安全、労働環境整備

- ① メンタルヘルス対策や受動喫煙防止対策助成の拡充など、「労働安全衛生法の一部を改正する法」の実効性を高め、労働者が安心して働ける環境整備に努める。(4月9日参議院可決→衆議院審議中：5月19日現在)
- ② 労働者の健康確保とワークライフバランスの実現にむけ、休憩時間規制（勤務間インターバル規制）の導入促進をはかる。
- ③ 農業雇用における長時間労働を改善し、若者にとって魅力的で継続的に就労できる産業となるよう法改正を含めた労働環境整備に取り組む。

(2) 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備・確立

- ① 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」による改正点の周知、啓発を行い、パートタイム労働者の処遇改善を促進する。
- ② 労働者が安心して働くことのできる環境を維持するため、解雇の金銭解決制度、限定正社員の解雇規制緩和、ホワイトカラー・イグゼンプションの導入等、労働者保護ルールの緩和は行わない。
- ③ 公契約基本法の早期制定ならびに地方自治体における公契約条例の制定を促進し、質の良い公共サービスの提供と労働者の労働条件の改善、地域経済の活性化をはかる。
- ④ 派遣労働は「臨時的・一時的な働き方」と位置づけ、業務区分による派遣期間制限を堅守し「常用代替の防止」の実効性を確保するとともに、均等待遇原則の導入により処遇改善を実現して、労働者保護を強化した労働者派遣制度へ見直す。(労働者派遣法の改正案は衆議院にて審議入り：5月19日現在)

(3) 最低賃金の引き上げと中小企業への支援

- ① 政府・日銀が掲げる「2%の物価目標」を上回る賃金上昇につなげるよう、最低賃金については、生活保護の乖離額を完全解消するとともに、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、さらに全国平均1,000円をめざして底上げをはかる。
- ② 最低賃金の引き上げと同時に、中小企業の安定的な経営が可能となるよう、金融・税制・社会保険・労務管理・経営指導など多面的な中小企業支援策を拡充する。

(4) 労働行政の充実・強化

- ① 労働局、労働基準監督署、ハローワーク等が情報の共有と連携をはかり、法令違反事業者への対応を強化するとともに、労働基準監督官を大幅に増員し労働者保護施策を充実する。
- ② 厚生労働省からの通達や法律改正の周知徹底をはかるとともに、相談窓口の充実など、労働者目線にたった労働行政を推進する。

3. 民主的で透明な公務員制度改革の推進

(1) ILO勧告に従った労働基本権の回復

- ① 一般職の公務員には、原則として労働三権を回復し、団体交渉を基本とした給与・勤務条件決定の仕組みを導入する。また、非現業職員にも不当労働行為救済制度を適用する。
- ② 刑事施設に勤務する職員・消防職員に団結権を認め、労働組合を結成する権利を回復する。
- ③ 一般職の公務員に対し、労働組合法、労働基準法、労働関係調整法を適用する。また、労働基本権の付与を踏まえ、雇用保険の適用について検討を行う。
- ④ 行政組織方針や国民のニーズに応える行政のあり方等、団体交渉になじまないものについて、労使の意思疎通を深めるための労使協議制度を設ける。
- ⑤ 労働委員会に公務全体を担当する委員を配置し、賃金等の団体交渉が不調に終わった場合、労働委員会が斡旋、調停、仲裁を行う制度とする。

(2) 地方自治の基盤を支える地方公務員制度の改革の推進

- ① ILOにおける国際労働基準に沿い、地方公務員の労働基本権を確立すること。
- ② 地方公務員制度は、地方自治体および労使間の自主性・自律性を尊重するものとする。
- ③ 地方自治体の臨時・非常勤等職員に関する公務員制度上の位置づけを整理する。
また、パート労働法の趣旨の適用、諸手当支給制限の撤廃など抜本的な見直しをはかると共に、任期付短時間勤務職員を含めて、労働時間等に応じた常勤職員との均等待遇をはかる。

4. 男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の周知

- ① 妊産婦への母性保護制度の周知徹底と企業への啓蒙活動に取り組み、子育て世代の働き方に対する理解増進をはかる。
- ② 国が作成した「男女間の賃金格差の解消のためのガイドライン」や「ポジティブ・アクションを推進するための業種別『見える化』支援ツール」を積極的に周知・啓発し、男女間賃金格差の解消を促進する。

(2) 次世代育成支援の推進

- ① 改正次世代育成支援対策推進法の実効性を高めるため、母子・父子家庭に対する支援策の充実に取り組む。(H26.4.16可決)
- ② 地方版「子ども・子育て会議」の意見集約、ニーズの把握、共通課題の整理を行い、市町村における子ども・子育て支援事業計画の実効性を高めるため、人材確保と予算措置を講じる。
- ③ 保育士の処遇改善や、保育環境を充実させるため、保育所運営費の基準額、保育士配置基準などを見直す。
- ④ 産業競争力会議で提起されている「准保育士制度」は、保育の専門職に対する社会的評価や賃金・労働条件の低下を誘導する愚作であるため、即時撤回し、保育の量と質を確保するための予算の確保と施策の充実を進める。

(3) 男女共同参画の推進

- ① 第3次男女共同参画基本計画のポジティブアクションをはじめとする15の重点分野において設定した中間目標の進捗状況を検証し、後期5年に向けた目標設定と各自治体における取り組みを推進する。
- ② 「日本再興戦略」に基づく女性の活躍促進策の着実な推進をはかる。

(4) 介護離職防止の取り組み

- ① 働きながら介護を行う労働者が、仕事と介護の両立をはかることができるよう諸制度を拡充するとともに、介護休業制度の周知を徹底し普及促進する。

Ⅱ. 地域資源を活かした地場産業の振興と地域の活性化

1. 地域経済の活性化と中小企業の振興

(1) 地域経済の活性化

- ① 北海道経済の活性化に向けて、北海道産業競争力協議会が取りまとめた「北海道の産業競争力強化に向けた具体的取組と提案・要望」の具体化を図るため、効果的な支援策を講ずる。

(2) 地域経済を中核を占める中小企業の振興

- ① 地域における中小企業の振興を図るため、「中小企業憲章」（平成22年閣議決定）の理念を生かし、技術・技能の継承に向けた人材の育成・教育をはじめ、若年者や生活困窮者の就労支援、保健・医療・福祉など社会保障施策とも連携して、地域の活性化と地域間格差の是正につながる、省庁横断型の総合的施策として展開する。
- ② 中小企業労働者の福利厚生の実現に向け、中小企業勤労者福祉サービスセンターは、自立と再生に向けた広域化を進めるとともに、中小企業におけるワーク・ライフ・バランス推進事業を展開するなど、魅力あるサービス内容への抜本改革を進める。
- ③ 中小企業において消費税・地方消費税の適正な転嫁がはかられるよう、消費税転嫁対策特別措置法などに基づく対策を強化する。また、インボイス方式の導入や簡易課税制度・法人の免税点の廃止などにより、消費税制度の透明性向上に向けた検討を進める。

2. 地域を支える道内農林水産業の振興

(1) 地域農業の振興・発展

- ① 農山漁村における6次産業化を推進し、地域の農水産物の高付加価値化や雇用の創出・拡大により地域の活性化をはかる。
- ② 日本型直接支払制度及び新たな経営所得安定対策等の法制度化及び次期「食料・農業・農村基本計画」の策定、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定にあたっては、自治体をはじめ生産現場の実態や声を反映し、農業・農村の持続的発展に向けた基盤整備や担い手の育成・確保、農村地域の保健・医療・福祉・教育など社会的基盤の充実をはかる。
- ③ 酪農・畜産業をはじめとする農業従事者の労働負担の軽減など、労働条件・労働環境の整備・改善を支援し、安定した就業機会を確保するため、コントラクターやTMRセンターの育成支援、酪農ヘルパー利用組合への支援等をはかる。

(2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

- ① 「森林・林業基本計画」を着実に推進し、地域材の利用促進と木材需要の創出、人材の確保・育成をはかるなど地域林業・林産業を振興する。とくに道産材の利用拡大を図るため、木造公共施設の整備や民間施設の木造化に向けた支援制度を拡充する。
- ② CLT(直交集成板)等を活用した中高層建築物の実証を着実に進めるとともに、道産材をはじめ地域材の活用に向けた技術開発・普及への支援を図る。
- ③ 木質バイオマスなど地域の森林資源を活用し、再生可能エネルギーの普及や地場産業の振興を図るため、「森林・林業再生基盤づくり交付金」を拡充する。

3. 北海道の観光産業の振興

(1) 観光政策の推進と体制整備

- ① 地域と連携をはかり、観光立国推進基本計画を着実に推進し、地域観光の事業促進をはかる。
- ② インバウンド客の増加をはかるため、国際航空路線の拡大、道内各空港の CIQ 体制の充実、マルチビザ適用国を拡大する。
- ③ 一部外国エアラインの乗り入れ制限を更に緩和する。
- ④ 新千歳空港の双方向 ISL 化など機能高質化を早期に実現し、航空機により安全な着陸と、天候による欠航率の低下をはかる。
- ⑤ インバウンド客の満足度には国民のホスピタリティが重要であり、外国から見た「日本」の理解、観光資源の再認識、異文化交流の増進などの事業に取り組む。

4. 物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進

(1) 自動車運転者における長時間労働の改善

- ① トラック輸送における安全性評価事業（Gマーク）を国の認定制度として普及拡大を図るとともに、取得した事業者への優遇措置を拡大する。
- ② タクシーやバス運転者の「労働時間等の改善基準告示」の完全遵守に向けて、監督・指導を強化するとともに、同告示を法定化し拘束力を持たせる。
- ③ トラック運送事業に係る「適正化事業実施機関」の機能強化を図り、公正競争の確保と長時間労働の是正など労働条件の改善を進める。
- ④ 改正タクシー適正化・活性化特別措置法の付帯決議に基づき、累進歩合制の廃止に向けた改善指導を強化する。

(2) 公共交通の維持、活性化

- ① 交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」は、安心・安全な地域交通の確保をはじめ、地域住民の「生活」と「交流」づくりに貢献する地域公共交通政策をめざすよう、交通・運輸産業に従事する労働者をはじめ地方自治体や地域住民の意見を反映する。
また、付帯決議に規定された、「交通従事者の労働環境の改善、人材の育成・確保等への配慮」等を速やかに実施する。
- ② 長時間労働の防止や輸送コストの削減、環境負荷の大幅低減が期待されるモデルシフトを推進するため、施設整備や輸送力増強に向けた施策、荷主・事業者への優遇措置など、積極的な政策的誘導策を講ずる。
- ③ 広域な北海道内を結ぶ鉄道網を維持し、安全運行の確保と安定的経営、利便性向上に向けた支援制度を拡充する。

(3) 北海道新幹線の開業と地域交通

- ① 北海道新幹線新青森～新函館（仮称）の開業にあたり、「並行在来線の経営・運行に関する基本方針」に基づき、鉄道貨物ルート確保や地域交通維持に向けて第三セクター鉄道会社の経営安定をはかるため、国の支援を強める。
- ② 北海道新幹線の札幌延伸に向けた工期の短縮をはかるよう、必要な財源措置を講ずる。

5. 自然災害に対応する社会資本の整備

(1) 社会資本の老朽・耐震化対策の強化

- ① 国が都道府県や市町村に策定を要請した「公共施設等総合管理計画」については、策定に係る財政的および技術的支援の拡充・強化を図る。
- ② 国家の中核機能の継続性を維持する観点から、北海道バックアップ拠点構想を着実に推進し、災害リスクへの対応力を強化すること。とくに通信・物流の円滑な流れを確保しネットワーク化をはかるよう、陸・海・空の交通部門をはじめとしたインフラ整備を進める。

III. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

1. 道民参加による北海道のエネルギー・環境政策づくり

(1) 原子力に依存しない社会の実現

- ① 原子力発電は過渡的エネルギーとし、再生可能エネルギーや化石エネルギーなどによる代替エネルギーの確保を前提として、中長期的に低減させ、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を実現する。
- ② 再生可能エネルギーの普及・促進に際しては、産業の空洞化や雇用の喪失を招かないよう、影響を受ける労働者に十分に配慮しつつ、グリーン・ジョブの創出やグリーン・イノベーションに繋げていく。

2. 新エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進

(1) 再生可能エネルギーの普及・促進と産業・雇用の創出拡大

- ① 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、制度の運用状況を注視するとともに、最大限の政策効果と全体最適が確保されるよう見直しを行う。
- ② 北海道内の再生可能エネルギー資源が有効に活用されるよう、北本連系設備、北海道内送電網等のインフラ整備を早急に行う。
- ③ 地場産業や雇用の創出がはかれるよう、地域の特色を活かした地域分散型電源の普及の促進と多様な再生可能エネルギー導入をめざす市町村の取り組みを支援する。

3. 既存原子力発電所への対応

(1) 原子力発電所の安全確保と住民合意

- ① 停止中原発の運転再開を検討する条件は、福島第一原子力発電所の事故原因の検証結果を踏まえた、より高度な安全基準に基づく安全対策が実施されることを基本とするとともに、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得る。
- ② 建設中の大間原発については核燃料サイクル政策上の位置づけ・必要性、さらには安全性について明確にするとともに、その上で、周辺自治体の合意と理解が得られるまで工事を凍結する。

4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実

(1) 自治体における原子力防災計画と医療機関・福祉施設を含めた避難計画の実効性の検証と確保

- ① 防災対策を講じる自治体の地域事情をふまえ、国や道が責任をもって防災対策を支援する。
- ② 自治体における原子力防災計画と医療機関・福祉施設を含めた避難計画妥当性及び実効あるものとなっているか検証する体制を構築、明確化する。

(2) 「要配慮者」の避難と避難先の確保

- ① 医師等の判断により避難が困難な入院患者、施設入所者のための対策を支援する。
- ② 避難の際の福祉車両やバス等の確保に万全を期す。

(3) 自治体における防災資機材等の充実

- ① 自治体における防災資機材等の配備基準、配備計画を明らかにするとともに、原子力防災計画や避難計画の実効性を高めるため、防災資機材の充実を図る。

(4) 事故・避難指示等の伝達・発信への対応

- ① U P Z 圏内を中心として携帯電話圏外地域を解消する。また、正確な情報が地域住民に伝達されるよう自治体の広報体制を強化するための措置を講じる。

(5) 避難道路の安全確保及び避難先との連携強化

- ① 住民の安全を確保するため、P A Z 圏内・U P Z 圏内問わず、防災計画・避難計画において、事故が発生したサイトに向かって避難すること等がないよう避難ルートの実効性を検証するとともに、避難道路の安全性の確保を着実に挙げる。

(6) 初期被ばく医療機関への対応

- ① 初期被ばく医療機関に指定されている医療機関職員の知識普及をはじめとする人的、物的整備を図る。

(7) 防災学習の充実

- ① 原子力事故や放射線に対する正しい知識と理解を深めるとともに、自然災害と複合的に発生した場合にも対応できる判断と行動がとれるよう防災学習の充実を図る。
- ② 福島第一原子力発電所事故の発生を踏まえ、住民避難の課題や放射線から身を守る方法、環境汚染と農畜水産物への影響等に関して学習機会の充実を図る。

5. 幌延深地層研究センター事業に係わる基本方針の堅持

(1) 協定・条例の遵守

- ① 幌延町、北海道、核燃料サイクル開発機構による「幌延町における深地層の研究に関する協定書」及び北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を尊重し、北海道内のすべての自治体に対して、最終処分地の候補選定に向けた「文献調査」の申し入れ等はない。

6. 炭鉱技術の海外移転推進と石炭資源の有効活用

(1) 炭鉱技術の海外移転の推進に向けた取り組みの継続

- ① 我が国への海外炭の安定供給の着実な確保に向け、2015年度(H27)以降において

も炭鉱技術海外移転を推進し、2012年度(H24)から実施されている「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」を継続する。

- ② 現在の採掘・保安技術、選炭、労務管理やガス利用技術、研修指導員の育成などに加え、石炭生産、炭鉱経営、環境対策、人材育成など石炭採掘から製品化し、出荷するまでの総合的な炭鉱技術を移転するための研修カリキュラムへの拡大・充実を図り、石炭生産に関する総合的な研修事業へステップアップするとともに、研修生に安全で効果的な研修環境を提供していくために、研修炭鉱に対する支援措置を講じる。
- ③ 海外産炭国においては、経済発展による石炭需要の大幅な増加や輸出の拡大などを背景にした生産規模の拡大に伴って、露天掘りから坑内掘りへの移行や採炭箇所の一層の奥部・深部化が進展していることから、技術移転を行う国を拡大する。

(2) クリーンコール技術などによる道内石炭資源の有効活用の推進

- ① 北海道内の石炭資源を活用し、火力発電における高効率化・低炭素化や低品位炭の有効利用など環境と調和した石炭利用技術の開発など、クリーンコール技術等の開発及び開発された技術の海外展開を推進する。

IV. 医療・介護など道民生活の安全・安心の確保

1. 2025年に向けた地域における医療・介護の一体的な確保

(1) 医療提供体制の構築

- ① 新しい公立病院改革ガイドラインの策定が想定されているが、地域や利用者の視点に基づいて検討する。

(2) 医療従事者の人材育成と確保

- ① 第8次看護需給見通しの策定にあたっては第7次看護需給見通しの検証をふまけるとともに、勤務体制や休職率など看護職員の就業の現状、本来必要とする看護師数など正確・的確に把握し、必要とされる看護師数確保に向けた離職防止対策や人材育成、復職支援など施策の充実を図り、医療の質の向上と看護職場の労働環境の改善がはかれる内容とする。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

1) 第6期介護保険事業支援計画の策定と地域包括ケアシステムの推進

- ① 地域包括ケアシステムの機能強化に向け、人員や財源確保のための支援策を充実するとともに、北海道の地域特性を考慮したモデル事業を実施し地域の取り組みを支援する。

2) 予防給付と地域支援事業の充実

- ① 介護保険制度の予防給付の市町村事業への移行に伴い、自治体間の格差拡大、介護サービスの安定供給に支障が生じないよう市町村を支援する。
- ② 新しい総合支援事業が市町村でスムーズに事業展開できるよう、実態の把握と検証を行い、課題解決に向けた必要な措置を講じる。

3) 介護労働者の人材確保、処遇改善

- ① 介護労働者の人材確保、処遇改善、専門職としての地位向上をさらに進めるため、2015年度介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を継続する。

- ② 人材を確保するため労働関係法規の徹底、離職防止の対策を講じるなど労働条件の改善が図られるよう雇用の質の改善、向上を図る。

(4) あらたな財政支援制度に基づく実効ある計画の立案

- ① 財政支援制度が目的とする病床の機能分化・連携、医療従事者の確保・養成等の事業が推進されているか検証する組織体を関係団体とともに設置する等、実効性が確保されるよう対策を講じる。

2. 安心社会を実現する地域づくり

(1) 共生社会の実現

- ① 障害者の自立や社会参加を後押しする「障害者差別解消法」の周知、徹底をはかる。
- ② 障害者総合支援法の2年後の見直しに際しては、65歳以上の障害者の介護保険への移行をはじめとする諸課題の解決をはかる。見直し議論にあたっては、障害当事者の意見を充分反映する。

(2) 生活困窮者の自立支援のさらなる推進

- ① 生活困窮者自立支援制度の施行(H27年4月1日)に向けて、制度の周知を図る。
- ② 市町村の必須事業となる「自立相談支援事業」が、生活保護の申請を抑制することなく、必要な支援が適切に提供されるよう関係者が連携、支援するとともに、事業の検証を行う。
- ③ 中間的就労が貧困ビジネスとならないよう事業者の要件の厳格化など支援の質の確保を図る。
- ④ 総合的な支援体制の構築に向け、福祉事務所の体制強化とハローワーク、社会福祉協議会、NPOなどとの連携を図る。
- ⑤ 就学援助制度など、生活保護水準と直接連動している諸制度の水準を維持する。

(3) 過疎化・高齢化への対応

- ① 介護保険や生活保護などの行政サービスを受けていない高齢者の社会的孤立を防止するため、民生委員、ボランティア、民間事業者等と行政との連携により、支援が必要な高齢者等の地域生活を支えるためのまちづくりを進める。

3. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化

(1) 防災対策の強化に向けた支援強化と防災意識の向上。(国・道)

- ① 市町村や福祉施設における自然災害対策の強化・拡充に向け、BCP（事業継続計画）の策定など、被災後、迅速に事業再建が図られるよう支援を拡充する。
- ② BCPを策定した事業者に対して有利な金融制度を創設する等、策定を促進するための支援を講じる。
- ③ 「電子行政オープンデータ戦略」を推進し、防災情報システムや住民・行政サービス等の実用化を図り、住民に対する情報提供の多重化・多様化を促進する。

(2) 消防体制の強化に向けた財政支援の拡充、広域化推進計画の具体化

- ① 一昨年実施された「消防施設設備計画実態調査」の結果を踏まえ、その課題と問

題点を明らかにするとともに、地域事情に対応した消防力整備に向けた具体的推進方策を示す。

- ② 計画期間が5年間延長された市町村消防の広域化推進計画について、課題を明確にし計画の具体化を図る。
- ③ 消防広域化を推進するため、地方交付税措置の拡充をはかるとともに、消防体制強化に向けた財政支援策を検討・具体化する。

V. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

1. 教育機会の確保と教育予算の充実

(1) 教育の充実

- ① 30人以下学級の早期実現と教職員定数の改善。当面、35人学級の実現向け、学級編成標準を順次改定するよう国にはたらきかける。国の法改正までの間、北海道として小学校3年生以降、独自に35人学級を進める。
- ② 生活扶助基準の見直しによる影響が出ないように、就学保障に向けて教育予算の確保・充実をはかる。
- ③ 教職員の定数増と未然防止に力点を置いたメンタルヘルス対策に取り組む。
- ④ 高校生・大学生向け給付型奨学金制度の拡充。利息付貸付型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補給を行う。
- ⑤ 労働教育のカリキュラム化をはかる。

(2) 教育の保障

- ① 公立高校授業料無償化の所得制限を撤廃する。
- ② 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを行うとともに、当面、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地域の考えを反映させ、一方的な実施としない。
- ③ 「原則普通学級・学校への在籍一元化」「就学指導委員会撤廃」など共生社会の実現をめざし、すべての子どもに対して普通学級への通学を保障する。すべての職場において「障害者雇用率」を達成する。
- ④ 教育委員会は、政治的中立性や教育施策の継続性が担保されるものとし、現行の教育委員会制度の機能化をはかるなどして、拙速な見直しは行わない。

2. 私立高等学校への経費助成

(1) 私学に対する財政措置の強化・充実

- ① 私立高校における「高等学校等就学支援金」の所得制限を撤廃する。授業料軽減補助の拡大や給付型奨学金制度の積極的な導入など、私学に対する財源措置を強化・充実する。

3. 民主教育の推進

(1) 人権の尊重と主体的で創造的な教育活動の保障

- ① いじめ問題等の克服に向けて、子どもの権利条約など人権教育を進める。

- ② 教科書検定制度にあたっては、論議経過を公表する。また、教科書採択では、採択過程の透明化とともに、教職員や保護者、地域の声が十分反映される制度とする。

VI. 軍縮と国際平和をめざす対外政策の推進

1. 北方領土返還運動の推進

(1) 「第7期北方領土隣接地域振興計画」の推進と返還交渉の強化

- ① 第7期北方領土隣接地域振興計画案(平成25年度から29年度)では、基幹産業の付加価値向上など6項目を重点化しているが、四島交流の拠点機能の強化を展望した、ア)産業振興と雇用の確保、イ)交通情報の整備、ウ)教育・文化環境の整備、エ)医療体制の確立、オ)国及び道による財源保障が課題であり、関係自治体との連携のもと、早急に具体的かつ実効ある施策を推進する。また、政府と携し、地域振興をはかると共に返還交渉を強化、進展させる。

2. 米軍の移転演習

(1) 地域住民の安心・安全の確保

- ① 日米地位協定の抜本的見直しをはかるとともに、在日米軍基地の整理縮小にむけた取り組みを推進する。
- ② 矢臼別における在沖縄海兵隊による移転実弾演習は、決して沖縄の負担軽減につながらず、むしろ基地の拡大・固定化であり、危険を分散させるなど、地域住民の生命や安らかな生活を脅かすものであることから中止するよう求める。
- ③ 米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地移転訓練は、小規模な「タイプⅠ」から大規模な「タイプⅡ」に拡大しており、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、平和を求める多くの道民の願いを踏みにじるものであることから、訓練はただちにとやめるよう求める。
- ④ 「親善及び友好」を口実とした度重なる米艦船の北海道内の入港は、北海道における民間港の軍事的利用を常態化させている。「日米地位協定5条」は、通告だけで自由に入港できるとの定めはなく、港湾管理権の判断・権限であることを、政府・外務省及び米国に明らかにするよう求める。また、「日米地位協定」等を口実に入港許可を求めてきた場合、核兵器不搭載の証明を文書で求めること。

VII. 人権を守る運動の推進

1. アイヌ政策の拡充と推進

(1) アイヌ文化・伝統の促進と生活向上

- ① アイヌの人たちの地位向上をはかるために、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」(第2次)の効果的な推進と、必要な財源の措置、総合的な施策を実行するための根拠法を制定する。

以 上

参 考

2025年に向けた地域における医療・介護の一体的な確保を求める 北海道への「要求と提言」項目案

1. 医療提供体制の構築

- (1) 地域医療構想の策定にあたって病床機能報告制度等を活用する際は、広域・寒冷といった地域性や季節性を十分にふまえる。
- (2) 新たに策定する地域医療構想について、自治体病院等広域化連携構想との整合性、2次医療圏の設定をどうするのか明らかにする。また、策定の議論に際しては道のリーダーシップを発揮するとともに、道民の意見が反映される機会を設ける。
- (3) 新しい公立病院改革ガイドラインの策定が想定されているが、地域や利用者の視点に基づいて検討する。

2. 医療従事者の人材育成と確保

- (1) 第8次看護需給見通しの策定にあたっては第7次看護需給見通しの検証をふまえるとともに、勤務体制や休職率など看護職員の就業の現状、本来必要とする看護師数など正確・的確に把握し、必要とされる看護師数確保に向けた離職防止対策や人材育成、復職支援など施策の充実を図り、医療の質の向上と看護職場の労働環境の改善がはかれる内容とする。
- (2) 「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療従事者の勤務環境改善を図る。また、運営に際しては労働者代表も含めた運営協議会を設置するとともに、道としても主体的、適切に運営に関わる。

3. 地域包括ケアシステムの構築

(1) 第6期介護保険事業支援計画の策定と地域包括ケアシステムの推進

- ① 地域包括ケアシステムの構築を中心とした第5期介護保険事業計画における各市町村の実施状況を把握するとともに、現行の介護保険事業支援計画に基づく事業効果を検証し、次期改定に際しては地域事情にそって課題解決が図られるよう対応を強化する。
- ② 市町村における地域包括ケアの推進に向け、広域で積雪・寒冷な地域特性を踏まえた介護サービス提供体制の整備を図るよう、支援計画の策定を行うとともに、計画の推進を図るため道と市町村の連携を強化する。
- ③ 地域包括ケアシステムの機能強化に向け、人員や財源確保のための支援策を充実するとともに、北海道の地域特性を考慮したモデル事業を実施し地域の取り組みを支援する。
- ④ オール北海道で人材育成や医療・介護・福祉・行政の連携促進等に取り組む組織体を北海道に設置し、2025年を展望した地域包括ケアシステムを着実に実現・推進する。

(2) 予防給付と地域支援事業の充実

- ① 介護保険制度の予防給付の市町村事業への移行に伴い、自治体間の格差拡大、介護サービスの安定供給に支障が生じないよう市町村を支援する。
- ② 新しい総合支援事業が市町村でスムーズに事業展開できるよう、実態の把握と検証を行い、課題解決に向けた必要な措置を講じる。

(3) 介護労働者の人材確保、処遇改善

- ① 介護労働者の人材確保、処遇改善、専門職としての地位向上をさらに進めるため、2015年度介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を継続する。
- ② 人材を確保するため労働関係法規の徹底、離職防止の対策を講じるなど労働条件の改善が図られるよう雇用の質の改善、向上を図る。

4. あらたな財政支援制度に基づく実効ある計画の立案

- (1) 消費税増収分を財源とする新たな財政支援制度(基金)における事業計画の策定にあたっては、地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村や、医療従事者の勤務環境改善に取り組む労働団体等を含めた関係者と充分連携し策定する。
- (2) 財政支援制度が目的とする病床の機能分化・連携、医療従事者の確保・養成等の事業が推進されているか検証する組織体を関係団体とともに設置する等、実効性が確保されるよう対策を講じる。

5. 地域福祉計画の推進・策定に向けた支援

- (1) 道内市町村の地域福祉計画の策定の推進と、地域における生活問題の多様化に対応した実効ある地域福祉計画となるよう市町村の取り組みを支援する。

6. 道立病院改革プランの検証

- (1) 「新・北海道病院事業改革プラン」の実施状況を検証し、地域医療構想も見据え、安定的な医療が提供され、自律的な運営となるよう見直す。

以 上